

序文

ロリアルは、模範企業となることを目指しています。

特に、法と倫理原則（**誠実**、**敬意**、**勇気**、**透明性**）の尊重は最も重要です。

しばしば間違っただけや改善が必要な事態が発生するということは私たちも理解しています。より迅速に把握すればするほど、私たちはより迅速に是正措置を講じることができるのです。

現在の方針では、以下に定めるように、ロリアルの従業員、外部スタッフ、利害関係者がいつどのようにして率直に声を上げ（「スピークアップ」し）内部告発をする（「スピークアップレポート」を提出する）ことができるかということを確認することを目標にしています。

また、現在の方針では、関与した人物に関わらず、必要に応じて適切な措置を講じるために内部告発（以下、「スピークアップレポート」）が合理的な期間内にどのように取り扱われるかということについても説明しています。

グループの方針が各国の現地法に反する場合もあるかもしれません。可能な限り、この点は現在の方針で指摘しています。現在の方針で定める基準よりもより厳しい基準が現地法で課されている場合には、現地法を適用するものとします。一方で、現在の方針の方がより高い基準を定めている場合には、それが最終的に違法行為とならない限り、現在の方針を適用するものとします。

スピークアップレポートの対応を行うことにより、個人データの取り扱いが生じることになります。

「ロリアル」とは、ロリアルSA、すべての子会社、ならびに世界中のロリアルグループが支配する会社、およびロリアルファウンデーションのことをいいます。

1- ロレアル従業員および元従業員による内部告発

「従業員」とは、以下をいいます：

- ・ フルタイムかパートタイムか、あるいは無期雇用か有期雇用かに関わらず、ロレアルの取締役、役員ならびに全従業員
- ・ 現地法で定める出訴要件を満たし、少なくとも最終勤務日から2ヶ月以内にスピークアップレポートを提出したロレアルを退職した従業員

ステップ 1: 懸念や苦情の提起と内部告発「スピークアップレポート」との違い

スピークアップレポートの提出を希望する従業員は、以下に定める手順に従います。

ロレアルのスピークアップシステムを使用することは強制ではありません。懸念や苦情を提起する代替手段（たとえば、経営陣、人事部、従業員の代表者など）があります。その他、現地の内部告発システムを設けているロレアル事業体もあります。

従業員が希望する場合、これらの手段をこれまで通り用いることが可能です。しかし、上記手段を使って提起された懸念や苦情は、現在の方針においてはスピークアップレポートの対象としてはみなされません。

内部告発通報とは、以下のいずれの事象を私心なく誠実に通報または明かすことからなるものです：

- ・ 犯罪行為（重犯罪または軽犯罪）
- ・ 明白で重大な法規制違反
- ・ （公衆衛生、安全、福祉に関する）公益に重大な危害を及ぼすもしくはその脅威となる状況
- ・ 倫理要綱またはグループ倫理方針に反する行為または状況
- ・ 重大な人権侵害または基本的自由の侵害が行われた事実もしくはその潜在性
- ・ 健康、安全、環境に対する重大な違反が行われた事実もしくはその潜在性
- ・ 上記事象のいずれかの意図的な隠ぺい
- ・ 内部告発または告発に対処することに対する報復

従業員が個人的に知ったもので、すでに発生した、現に発生している、または発生する可能性があるもので、ロレアル、ロレアルの従業員、外部スタッフ、またはビジネスパートナーに関係するものに限るとします。

従業員が包括的、公正、正確と自身が信じる情報を提供する場合、たとえ後にそれが誤りであったと明らかになったとしても提供した情報の信ぴょう性をその時点では合理的に信じており、従業員は誠実に行動したとみなされます。

スピークアップレポート提出の後に、その事象が誤りであったと従業員が気づいた場合、従業員はすみやかにスピークアップレポートを提出した人物に通知しなければなりません。

従業員が金銭的な見返りや利得を一切期待せずにスピークアップレポートを提出する場合、従業員は私心なく行動したとみなされます。

グループ倫理方針は、SVP兼最高倫理責任者（以後「最高倫理責任者」という）が署名する全方針で、最高倫理責任者は、「腐敗防止における私たちのあり方」に定められており、グループ最高経営責任者が指名するグループの常設指示対象となっています。

「報復」とは、職務の特性、報酬、利益分配、株式割り当て、教育訓練、配置転換、資格認定、等級、昇進、異動、雇用契約または一時雇用契約の更新に関して、その人物を採用活動、インターンシップや専門教育プログラムへの機会から除外すること、その人物に罰を与える、解雇する、または脅迫すること、その人物に不都合な対応を課すこと、あるいはその人物に差別的な対応を取ることを行います。状況と実態次第では、ハラスメントやいじめ行為も同様に報復とみなされます。

ステップ 2: スピークアップレポートの作成

2.1 スピークアップレポートを作成する者は、グループのメンバー、自身が所属する経営ラインのゾーンまたはその国の経営委員会、あるいは倫理責任者などの権限を与えられた人物にそのレポートを提出します。書面でスピークアップレポートを提出すること、あるいは最初は口頭でも後日書面で提出することを強く推奨します。これにより、対応が円滑に行われます。

倫理責任者の詳細な連絡先は <http://ethics.loreal.wans> です。従業員は、以下の方法で最高倫理責任者にスピークアップレポートを提出することができます：

- ・ 安全性の確保されたロレアル倫理スピークアップのウェブサイト：www.loreal speakup.com で。本ウェブサイトは、厳格な守秘義務に拘束された外部のプロバイダーがホストになっています。
- ・ 郵送の場合の宛先は、Mr. Emmanuel LULIN, SVP & Chief Ethics Officer, L' OREAL, 41 rue Martre, 92110 Clichy, France となります。（封筒には、“To be opened only by the recipient” “受領者のみ開封可”と記載してください。守秘義務の理由で、電子メール、ファクス、電話によるスピークアップレポートの提出は推奨しません。

2.2 スピークアップレポートの中に、通報者はできるだけ客観的に懸案事象を詳しく説明します。なお、以下を行うこととします：

- ・ いつどのようにして当該懸案事象に気づいたのかを示すこと。
- ・ 可能な限り、スピークアップレポートを裏付ける事実、情報、文書の一切（形式や裏付けるものに関わらず）を提供すること。特定の事実が正しいかどうか確かではない場合、疑わしき事実として明記すること。
- ・ 連絡を取る方法について示すこと。（匿名による通報に関しては以下の第2.5項を参照。）
- ・ スピークアップレポートを提出の際およびレポートが対処されている期間内に、自身の知る限りにおいて、内部手続きまたは法的手続きもしくはそれと同等のもの（苦情申し立て、仲裁、差止命令、調停、クレーム処理等）が予定されているまたは現在進行中であるかどうかを示すこと。

内部手続きまたは法的手続きもしくはそれと同等のもの（苦情申し立て、仲裁、差止命令、調停、クレーム処理等）が予定されているまたは現在進行中である場合には、原則として、スピークアップレポートは認定されず、その取扱いは一時保留されるか打ち切られます。とはいえ、ロレアルは検証し必要に応じて是正措置を講じる権利を保有します。

2.3 通報者は、その情報が弁護士との間で交わされた秘密情報または個人の医療情報のような通報者自身に属するものを除き、形式、性質、裏付け形態にかかわらず、国家安全保障、医療に関する守秘義務、弁護士と依頼人間の秘匿特権で保護される事実、情報、文書を漏らしてはなりません。

2.4 通報者は、現在の方針を精読しそれに遵守することに同意すること、個人データの取り扱いに対して適用される規則を知らされているということの承認を求められます。

2.5 安全性の確保されたロレアル倫理スピークアップのウェブサイト：www.loreal speakup.com は、匿名によるスピークアップレポートを許可していますが、奨励していません。匿名によるスピークアップレポートを検証することや申し立て内容が立証できるかどうかを確立することは非常に難しく、時には不可能であることがあります。報復を恐れる通報者が、自身の身元を明かされる場合には、以下の第5項および第7項をお読みください。なお、最高倫理責任者に連絡することも可能です。

匿名のままであることを選択する従業員は、ロレアル倫理スピークアップのウェブサイト：www.loreal speakup.com を利用し、匿名ダイアログボックスを使って最高倫理責任者に通報することができます。

匿名によるスピークアップレポートが提出された場合、認定の可否評価と現行システムにおける循環が適切に行われるかについては、レポートに記された事実の重大さならびに提供された事実情報の詳細度合い次第となります。

匿名性がスピークアップレポートの取り扱いを難しくしている場合には、ロレアル倫理スピークアップのウェブサイト：www.loreal speakup.com の匿名ダイアログボックスを通じて、通報者にその旨通知されません。

2.6 良いガバナンスを目的として、権限のある人物は、自身が掌握した何らかの状況、申し立て、スピークアップレポートに関して、それがグループ執行委員会やグループ連携ミーティングのメンバー、グループまたはゾーン経営委員会のメンバー、カントリーゼネラルマネージャーまたは倫理責任者が関与している場合には、最高倫理責任者にすみやかに通知します。

2.7 さらに、権限のある人物は、以下に関するものであると掌握した状況、申し立て、スピークアップレポートについては、重大事案であるため、最高倫理責任者にすみやかに通知します：

- ・ マネーロンダリング
- ・ 官民を問わず汚職
- ・ あっせん収賄
- ・ 内部外部を問わず詐欺行為
- ・ 重大な人権侵害または基本的自由の侵害（児童就労、現代的な奴隷制度を含む強制労働、セクシャルハラスメント、いじめ、差別、暴力などを含むがこれに限定されない）
- ・ ロレアルの評判に重大な悪影響を及ぼす可能性のある申し立て（ロレアルの事業体に対するまたはロレアルの事業体による刑事手続、地方自治体に事実開示を要求される状況、報復の申し立てなどを含むがこれに限定されない）

ステップ 3: スピークアップレポートの認定可否

3.1 通報者にはスピークアップレポートが受理された旨と20営業日以内に その認定可否を検証する上で必要とされる予定日数について通知されます。通報者への返答が翻訳を要する場合には、かかる日数が延長される場合があります。スピークアップレポートの認定可否に関する検証は、現在の方針においてスピークアップレポートとして適格かどうかを確認することを目的としています。

3.2 スピークアップレポートに関する予備的分析あるいは情報収集は、認定可否を判断する前に実施されます。通報者には更なる情報提供が依頼される場合があります。

3.3 通報者にはスピークアップレポートが認定されたかどうか通知され、最高倫理責任者もしくは権限のある人物が指名するレポートを対処する人物の情報ならびにレポートに関するフォローアップをどのように継続して連絡するかについて通知されます。

3.4 現在の方針の範囲外であるという理由でスピークアップレポートが認定されない場合、通報者にその旨通知され、可能であれば、その懸案や苦情に対処することができる可能な代替手段が助言されます。

ステップ 4: スピークアップレポートの取り扱い

4.1 第2.6項で定める状況、申し立て、スピークアップレポートは、最高倫理責任者もしくは最高倫理責任者が指名する人物が直接取り扱います。必要であれば、最高倫理責任者は経営陣が適切な措置を講ずることを確保します。

4.2 最高倫理責任者は、第2.7項で定める状況、申し立て、スピークアップレポートを監督し、スピークアップレポートの取り扱いが現在の方針に則して実行されることを確保します。

4.3 第2.6項ならびに第2.7項に定められていないスピークアップレポートに関しては、関与する事業体を取り扱います。権限のある人物がスピークアップレポートの取り扱い担当者を指名し、倫理責任者がレポートの取り扱いを監督します。

4.4 スピークアップレポートの取り扱いは適用法を遵守します。関与当事者に対する偏見なしに中立的に取り扱われます。

4.5 スピークアップレポートで関与したとされる人物には、弁明申し立ての機会が与えられ、レポートを取り扱う人物の名前が通知されます。このような情報は、たとえば事実の確認、証拠の保持、個人の保護、または地方自治体との連絡のために必要であると証明されない限りはすぐには提供されません。

4.6 通報者ならびにスピークアップレポートで関与したとされる人物は、内部告発の取り扱いに関する判断が下される際には通知されます。可能な範囲において、かかる人物は最終決定を通知されます。守秘義務や法律上の必要性または個人の保護の観点から、スピークアップレポート、その取扱い、結果として講じる対策に関する具体的な詳細は共有されないようにする場合があります。

5. 守秘義務

5.1 権限のある人物ならびにスピークアップレポートを取り扱う人物は、厳格な守秘義務に拘束されます。

5.2 通報者の身元特定につながる内容は、法的機関を除き、通報者の承認なしに漏えいされることはありません。通報者の拒否によってスピークアップレポートを取り扱うことが不可能になる場合には、通報者にはその旨が通知されます。

5.3 通報者の身元、スピークアップレポートの対象事象、およびスピークアップレポートで関与したとされる人物の身元は、最高倫理責任者、権限のある人物、またはレポートを取り扱う人物、およびかかる人物がレポートを取り扱う上であるいは適切な措置を講じる上で拠り所とする従業員または第三者のみが共有することができます。これらすべての人物は厳格な守秘義務に拘束されます。

5.4 通報者、スピークアップレポートで関与したとされる人物、ならびにレポートの取り扱いに関わるすべての人物もまた厳格な守秘義務に拘束されます。

5.5 スピークアップレポートが取り扱われている間は、守秘義務を保証するために具体策が取られます（守秘義務規定及び遵守違反の場合に行われる可能性のある制裁が記載された文書の交付、電子メールの安全性の確保など）。

5.6 書類保存に関する現地法の要件に従って、スピークアップレポートの内容は、認定否認決定後あるいはスピークアップレポートの取り扱いの判断決定後、最大2ヶ月以内に抹消もしくは記録保存されます。（ただし、スピークアップレポートが懲戒手続きや訴訟手続きに及ぶ場合を除きます。）

6. 協力および情報へのアクセス

6.1 最高倫理責任者は、形式やサポートを問わず、最初の要請に応じて滞りなく無制限に、一切の事実、情報、文書にアクセスすることができます。

ロレアルのすべての人物、チーム、サポートスタッフは、最初の要請に基づき、最高倫理責任者に十分かつ完全な協力を行います。

6.2 通報者ならびにスピークアップレポートの取り扱いに関与するすべての人物は、レポートを取り扱う人物に十分かつ完全な協力を行い、形式やサポートを問わず、最初の要請に応じて滞りなく無制限に、一切の事実、情報、文書を提供しなければなりません。

6.3 最高倫理責任者、最高倫理責任者より指名された人物、またはスピークアップレポートを取り扱う人物が依頼する一切の協力要請は、厳格な機密扱いとされ、適切に扱われなければなりません。

6.4 スピークアップレポートを取り扱う人物もしくは取り扱いできるよう協力を要請された人物が困難に直面した場合には、かかる困難事象が最高倫理責任者に報告され、最高倫理責任者は最終手段としての決断を下します。

7. 報復の不存在

7.1 いかなる従業員もスピークアップレポートをしたこともしくはその取扱いに関与したことに対する報復を受けることはありません。

7.2 スピークアップレポートを提出したこともしくはその取扱いに関与したことに対する報復を受ける対象にされていると感じたすべての従業員は、最高倫理責任者あるいは権限のある人物に連絡を取ることができます。

8. 制裁措置

ロリアルは、本方針に従ってかかるスピークアップレポートを確実に取り扱うべくスピークアップレポートを真摯に受け止めており、以下の行為は、解雇を含めた懲戒処分につながる可能性があります：

- ・ 悪意をもって、不誠実に、または金銭的な見返りや利益を目的としてレポートを提出する
- ・ 作為、不作為に関わらず、スピークアップレポートやその取扱いを妨害する行為
- ・ スピークアップレポートの受領や取扱いに関係する厳格な守秘義務に対する不履行
- ・ 報復行為または脅迫

2- 外部スタッフによる内部告発

「外部スタッフ」とは、ロリアルで働く派遣社員、インターン、ロリアルと取引のあるサービス提供会社や下請業者の従業員をいいます。

ロリアルは、すべての外部スタッフに対し、以下の事象を私心なく誠実に通報するまたは明かす機会を提供しています：

- ・ 犯罪行為（重犯罪または軽犯罪）
- ・ 明白で重大な法律違反
- ・ （公衆衛生、安全、福祉に関する）公益に重大な危害を及ぼすもしくはその脅威となる状況
- ・ 重大な人権侵害または基本的自由の侵害が行われた事実もしくはその潜在性
- ・ 健康、安全、環境に対する重大な違反が行われた事実もしくはその潜在性
- ・ 上記事象の意図的な隠ぺい
- ・ スピークアップレポートの提出またはレポートの対処に関わるすることに対する報復

外部スタッフが個人的に知ったもので、すでに発生した、現に発生している、または発生する可能性があるもので、ロリアル、ロリアルの従業員、外部スタッフ、またはビジネスパートナーに関係するものに限るとします。

ステップ1: スピークアップレポートの作成

スピークアップレポートは、権限のある人物、すなわちグループ、ゾーンまたは該当国における担当経営ラインの経営委員会のメンバーあるいは倫理責任者を通じて、安全性の確保されたロリアル倫理スピークアップのウェブサイト www.loreal speakup.com により行われます。

ステップ2: スピークアップレポートの取り扱い

ロリアルは、従業員からのスピークアップレポートを取り扱う時とできるだけ同様の方法を適用します。

3. 報復の不存在

3.1 いかなる外部スタッフも、スピークアップレポートを提出したとしてもしくはその取扱いに関与したことに対してロリアル従業員から報復を受けることはありません。

3.2 スピークアップレポートをしたとしてもしくはその取扱いに関与したことに対する報復を受ける対象にされていると感じたすべての外部スタッフは、最高倫理責任者あるいは権限のある人物に連絡を取ることができます。

4. 制裁措置

ロリアルは、現存の方針に従ってかかるスピークアップレポートを確実に取り扱うべくスピークアップレポートを真摯に受け止めており、以下の行為が行われた場合、ロリアルは外部スタッフとの関係を終了する権利を有します：

- ・ 悪意をもって、不誠実に、または金銭的な見返りや利益を目的としてスピークアップレポートを提出
- ・ 作為、不作為に関わらず、スピークアップレポートやその取扱いを妨害する行為
- ・ スピークアップレポートの受領や取扱いに関係する厳格な守秘義務に対する不履行
- ・ 報復行為または脅迫

3- ロレアルの利害関係者による内部告発

「利害関係者」とは、サプライヤー、クライアント、消費者、ロレアルの株主、市民社会の代表者をいいます。

ロレアルは、ロレアルの利害関係者に対し、以下の事象を私心なく誠実に通報するまたは明かす機会を提供しています：

- ・ 重大な人権侵害または基本的自由の侵害が行われた事実もしくはその潜在性
- ・ 健康、安全、環境に対する重大な違反が行われた事実もしくはその潜在性
- ・ 官民を問わず汚職行為あるいはマネーロンダリング
- ・ 利益相反
- ・ 上記事象の意図的な隠ぺい
- ・ スピークアップレポートの提出またはレポートを対処することに対する報復

ロレアルの利害関係者が個人的に知ったもので、すでに発生した、現に発生している、または発生する可能性があるもので、ロレアルの行った行為もしくはロレアルが関係を築いた下請業者やサプライヤーの行った行為（かかる行為が両者の関係に関与している場合）から生じたものに限るとします。

ステップ 1: スピークアップレポート

スピークアップレポートは、安全性の確保されたロレアル倫理スピークアップのウェブサイト www.loreal speakup.com により行われます。

ステップ 2: スピークアップレポートの取り扱い

ロレアルは、従業員からのスピークアップレポートを取り扱う時とできるだけ同様の方法を適用します。

3. 報復の不存在

3.1 いかなる利害関係者も、スピークアップレポートを提出したこともしくはその取扱いに関与したことに對してロレアル従業員から報復を受けることはありません。

3.2 スピークアップレポートを提出した結果としてもしくはその取扱いに関与した結果として報復を受ける対象にされていると感じたすべての利害関係者は、最高倫理責任者に連絡を取ることができます。

4. 制裁措置

ロレアルは、現存の方針に従ってかかるスピークアップレポートを確実に取り扱うべくスピークアップレポートを真摯に受け止めており、以下の行為が行われた場合、ロレアルは法的手段を取る権利を有します。

- ・ 悪意をもって、不誠実に、または金銭的な見返りや利益を目的として行われるスピークアップレポートの提出
- ・ 作為、不作為に関わらず、スピークアップレポートやその取扱いを妨害する行為
- ・ スピークアップレポートの受領や取扱いに関係する厳格な守秘義務に対する不履行
- ・ 報復行為または脅迫

プライバシー保護に関する方針

はじめに

本プライバシー保護に関する方針は、ロレアル倫理スピークアップの体系において収集されやりとりされる個人データがグループスピークアップ方針に従ってどのように取り扱われるかについて説明することを目的としたものです。

個人データの処理

スピークアップレポートの提出をする際に、ロレアルの従業員、外部スタッフ、または利害関係者は、自身に関する個人データならびにスピークアップレポートで関与したとされる人物に関する個人データ、およびレポートを取り扱う上で必要な情報を提供してくれる人物に関する個人データについてロレアルとやりとりすることがあります。さらに、ロレアルは、スピークアップレポートの取り扱い中に他の人物に関する個人データを収集し処理することがあります。

以下が、収集され処理される個人データの種類となります：

- ・ 通報者の身元、職務、詳細な連絡先
- ・ スピークアップレポートで関与したとされる人物の身元、職務、詳細な連絡先
- ・ 通報者が自主的に伝えるその他の情報もしくはスピークアップレポートを取り扱うことでもたらされるその他の情報

ロレアルがスピークアップレポートを取り扱う際に、スピークアップレポートを取り扱う上で必要な情報を提供してくれる人物に関する個人データ（かかる人物が内部告発者によって特定されているかどうかに関わらず）を収集することがあります。

目的

個人データは、必要に応じてスピークアップレポートの認定可否を査定する目的、事実を検証する目的、ならびに適切な措置を講じる目的で収集され処理されます。またこれにより、ロレアルは法的義務を遵守でき、正当な利益（法の尊重とロレアルの倫理原則の尊重）を保護できるのです。

データ管理者

収集し処理する個人データのデータ管理者はロレアルです。

スピークアップレポートが取り扱われる際、個人データはロレアルグループの他の事業体によって収集され処理されること、あるいはロレアルグループの他の事業体に転送されることがあります。たとえば、関係する従業員、外部スタッフ、利害関係者が働いているまたは所在している事業体など。この場合、当該事業体もまたデータ管理者としての役割を担います。ロレアルのすべての事業体は、本プライバシー保護に関する方針に定める目的のみにおいて個人データを処理しなければなりません。グループスピークアップ方針に関して他の事業体による個人データの使用についての詳しい情報は、該当事業体のプライバシー保護に関する方針ならびにスピークアップレポートに関する方針を参照してください。

ロレアルグループがどのように個人データを収集し処理しているかということに関するより詳しい情報を得るには、データの対象者は以下に依頼します：

L' Oréal S. A.
Direction Générale de L' Ethique (Office of the Chief Ethics Officer)
41 rue Martre
92100 Glichy
FRANCE
電話：+33147568793
電子メール：ethics@loreal.com

特定のロリアル事業体がどのように個人データを収集し処理しているかという点に関するより詳しい情報を得るには、データの対象者は、該当事業体のプライバシー保護に関する方針にある詳細な連絡先に連絡をとりまします。

保存

現地法の書類保存に関する要件に従って、スピークアップレポートの内容は、認定否認決定後最大2ヶ月以内に抹消もしくは記録保存されます。スピークアップレポートが認定とみなされる場合には、レポートの取り扱いの判断決定後最大2ヶ月以内に抹消もしくは記録保存されます。スピークアップレポートが結果的に懲戒手続きや訴訟手続きに及ぶ場合には、現地の書類保存に関する要件に従って、スピークアップレポートの内容はかかる手続きの期間中は継続して保存されるものとします。

データ受領者

収集されやりとりされる個人データにアクセス可能な人物は、上席副社長（SVP）、最高倫理責任者、内部告発を取り扱うよう最高倫理責任者より指名された人物、ならびにグループスピークアップ方針に従ってスピークアップレポートを受領し取り扱うためにあるいは適切な措置を講じるために拠り所となるすべての人物となります。これにはロリアルまたは各事業体に属する個人が含まれることもあります。

スピークアップレポートが、安全性の確保されたロリアル倫理スピークアップのウェブサイト (www.loreaspeakup.com) により行われた場合には、ロリアルの外部サービス提供会社もデータ受領者とみなされます。

これらすべての人物は、厳格な守秘義務に拘束されます。

EU域外への個人データの転送

スピークアップレポートを取り扱う際、個人データは、フランスのロリアル本部から関連事業体に所属するスピークアップレポートを取り扱う人物に転送されます。転送の目的はスピークアップレポートを取り扱うことができるようにするためです。

適正なレベルのデータ保護を確保せずに個人データをEU域外の国に転送する場合には、欧州委員会が承認する標準的契約条項を含めた適切な保護措置を取ることを条件とします。

データの対象者は、データ管理者の条項に記載のデータ管理者に対し、かかる契約の写しを要請することができます。

異議を申し立てる権利

データの対象者は、いかなる場合でも、特定の状況に関係することを理由として、個人データの処理に異議を申し立てる権利を有します。

通報者が異議を申し立てる権利を行使する場合には、スピークアップレポートを取り扱うことがより困難となり、状況によっては不可能となることがあるということをご了承願います。

さらに、異議を申し立てる本権利は、スピークアップレポートの取り扱いおよび通報者の保護に関する法的義務をロリアルが履行できないようにする目的では使用できません。

その他の権利

また、データの対象者は以下の権利を有します：

- ・ 自身の個人データにアクセスする権利。それは、自身に関する個人データが処理されているかどうかに関しての確認をデータ管理者から入手し、処理されている場合には（適用法に従って）処理されている個人データの特定の情報にアクセスすることを意味します。
- ・ 正確ではない個人データを修正する権利ならびに不完全な個人データを完成させる権利。
- ・ 個人データを削除するように求める権利、いわゆる忘れ去られる権利。これによりデータの対象者は、特定の状況（たとえば、内部告発を取り扱う目的でロレアルはもはや当該個人のデータを必要とはしない場合）において、データ管理者に個人データの削除を実行してもらうことができます。本権利を行使する際には、ロレアルに適用される書類保存に関する要件に従うものとします。
- ・ 個人データの処理を制限する権利。（場合によっては、データ処理を停止することも含みます。）
- ・ 自身の死後に、自身の個人データの保存、削除、通信に関する指示をする権利。

異議を申し立てる権利に関しては、上記記載の各権利は、スピークアップレポートの取り扱いおよび通報者の保護に関する法的義務をロレアルが履行できないようにする目的では使用できません。

かかる権利は、データ管理者の条項に定められたデータ管理者に請求することにより行使することができます。

苦情を申し立てる権利

データの対象者は、特に居住地、勤務地、適用法の侵害が申し立てられた地がEU加盟国内である場合には、所轄の監督機関に苦情を申し立てる権利を有します。

